

名護市育英会育英資金（奨学金制度）のしおり
令和 7 年度 新規貸与者

募集期間：令和 7 年 2 月 3 日(月)～2 月 28 日(金)

名護市育英会に関する問い合わせ

〒905-8540 名護市港一丁目 1 番 1 号
名護市育英会事務局（名護市教育委員会総務課内）
電話 0980-53-1212（内線 132）

目 次

1	目的	P.1
2	申請から返還までの流れ	P.1
3	応募資格	P.1
4	申請時必要書類	P.1,2
5	決定通知	P.2
6	決定後の手続	P.2
7	必要書類等	P.2
8	貸与金額について	P.2
9	貸与月について	P.2
10	貸与期間	P.2
11	卒業時の手続	P.2
12	育英資金返還猶予制度	P.2
13	返還時必要書類	P.3
14	返還について	P.3
15	育英資金返還方法	P.3,4
16	提出書類一覧	P.4
17	申請から返還までの流れ（フローチャート）	P.5

名護市育英会育英資金（奨学金制度）を利用するにあたって

1 目的

名護市育英会は、教育の機会を均等に得させるため、大学等への経済的理由による修学困難な者に対して、修学上必要な育英資金（奨学金）を貸与し、有用な人材を育成することを目的としています。

2 申請から返還までの流れ

- (1) 募集期間 **令和7年2月3日(月)～2月28日(金)**
- (2) 審査・決定 審査後、育英資金貸与（非貸与）決定通知書を4月末までに郵送
- (3) 貸与 5月に4月～5月分、6月以降は毎月貸与
- (4) 返還 貸与最終月の翌月から、半年間据え置き返還開始（卒業が3月の方は、10月から返還開始）
- (5) 完納 完納後、名護市育英会から完納通知を郵送

3 応募資格

- (1) 日本国籍を有し名護市内に1年以上住所を有する者の子弟であること。
- (2) 高等専門学校（第4・5学年及び専攻科）・専修学校（専門課程）・短期大学・大学・大学院に進学又は在学し、経済的理由により修学困難であること。
- (3) 学業、操行ともに優秀であること（成績評定3.0以上）。
 - ※ 2学年の3学期までの学習成績の評定を合計し、全履修科目数で割った値。（5段階評価又は5段階評価に換算）
- (4) 名護市の定める所得基準以下の世帯の子ども（別紙 参照）
 - ※ 日本学生支援機構の収入基準に該当しない世帯でも本市の育英資金（月額貸与）に該当する場合があります。該当するか確認したい場合は事前に問合せ先へお気軽にご相談ください。
- (5) 同種の奨学金の貸付けを受けていないこと。

4 申請時必要書類

- (1) 育英資金貸付願書（様式第1号）※1、※2
 - (2) 合格証明書（写し）又は在学証明書
 - (3) 住民票謄本（本籍・世帯主記載）※3
 - (4) 保護者（両親）の「令和6年度所得・課税証明書（調整控除有り）」※3
 - (5) 保護者（両親）の「令和6年度納税証明書（市県民税・固定資産税）」※3
 - (6) 完納証明書（国保加入者のみ）※3
 - (7) 成績証明書（在学・卒業校発行のもの）※3
 - (8) その他会長が必要とする書類
- ※1 教育委員会総務課窓口又は育英会ホームページから入手してください。
※2 育英資金貸付願書の保証人については、貸与決定時における借用証書

の保証人と同一人物でなければならないため、保証人と内容等について十分に話し合ってください。

「連帯保証人」(保護者)は主たる債務者(奨学生)と同等の立場に置かれます。主たる債務者と連帯して、返還の責任を負います。

「保証人」は債務者(奨学生)や連帯保証人が返還できなくなった場合、代わって返還していただきます。

「保証人」は「連帯保証人」と世帯・住所の異なる方を立ててください。

※3 発行日から3ヶ月以内のもの

5 決定通知

名護市育英会審査会にて審議を行い、若干名の採用を決定し、育英資金貸与(非貸与)決定通知書を4月末までに自宅へ郵送します。

6 決定後の手続

第1回貸与金交付前(5月上旬)までに必要書類(7参照)を提出してください。

7 必要書類等

以下の書類等がすべて揃っていない場合は貸与できません。

(1) 誓約書(様式第3号)(育英資金貸与決定通知書と一緒に郵送します。)

※ 印鑑は連帯保証人(保護者)・保証人とも実印を使用する。

(2) 印鑑登録証明書

※ 連帯保証人(保護者)・保証人とも1通ずつ。

(3) 奨学金振込口座申請書

※ 貸与者本人または保護者のゆうちょ銀行に限る。

8 貸与金額について

月額 (県内) 25,000円

(県外) 30,000円

9 貸与月について

5月に4月~5月分、6月以降は毎月貸与を行います。

※ 翌年度以降は第1回の貸与金交付前までに在学証明書(証明日が4月1日以降のもの)を提出してください。未提出の場合は、貸与できません。

※ 休学・退学・復学した場合は、必ず事務局へ連絡をしてください。

10 貸与期間

貸与開始から正規の修学期間

※ 病気等で一時休止・停止したい場合は事務局へ連絡をしてください。

11 卒業時の手続

卒業届（様式第 12 号）の提出（卒業証書の写し又は学校長の証明を添付）
※ 返還が始まる2ヵ月程前に、返還にかかる手続等のお知らせを送付します。

12 育英資金返還猶予制度

奨学生又は奨学生であった者が上級学校へ進学、あるいは疾病等やむを得ない事情により育英資金の返還が困難となったときは、願出により、相当期間その返還を猶予することができます。事務局へ連絡をしてください

13 返還時必要書類

- (1) 育英資金借用証書（様式第5号）
※ 誓約書と同じ印鑑を使用すること
- (2) 卒業届（様式第 12 号）未提出者のみ
※ 卒業証書の写し又は学校長の証明を添付すること
- (3) 育英資金返還計画書（様式第6号）
- (4) 自動払込利用申込書（ゆうちょ銀行での口座振替用）
※ 通帳印を使用すること

14 返還について

卒業後、半年間据え置きで、期間内（貸与月数に 36 月を加えた期間内）に毎月払いで返還を行ってください。

(例)

貸与期間	返還期間
1 年	4 年
2 年	5 年
3 年	6 年
4 年	7 年

※ 申出により繰上返還・一括返還が可能です。期間内に返還が終わらない方や振替不能が長期になった場合は、法的措置により貸与金の回収を行う場合があります。

また、本人、連帯保証人（保護者）又は保証人の氏名・住所・その他の事項に変更があった場合は、必ず事務局へ連絡をしてください。

返還を滞ると、貸与できる資金が減り、新たに育英資金を必要としている多くの方々への貸与に重大な支障をきたすことになります。育英資金を利用していることをしっかり認識し、期間内に返還するよう心がけてください。

15 育英資金返還方法

名護市育英会の育英資金返還は、口座振替（ゆうちょ銀行口座のみ）で返還してください。振替日は毎月25日です。前日までにご入金ください。なお、振替手数料は育英会負担です。

入金が遅れ、残高不足のために振替できない場合は、口座振込か現金支払で速やかに返還してください。また、口座振替が困難な場合は、口座振込か現金支払いを選択することもできます。

(1) 口座振込

月末日までに振込をしてください。なお、振込手数料は自己負担です。

金融機関	ゆうちょ銀行
口座番号	17070-5595441
口座名	名護市育英会

※ 口座振込については、領収書は発行しません。

※ 振込人名はご自身の名前の前に貸与番号を必ず入力してください。

(例 7777 カ ハナ)

(2) 現金支払

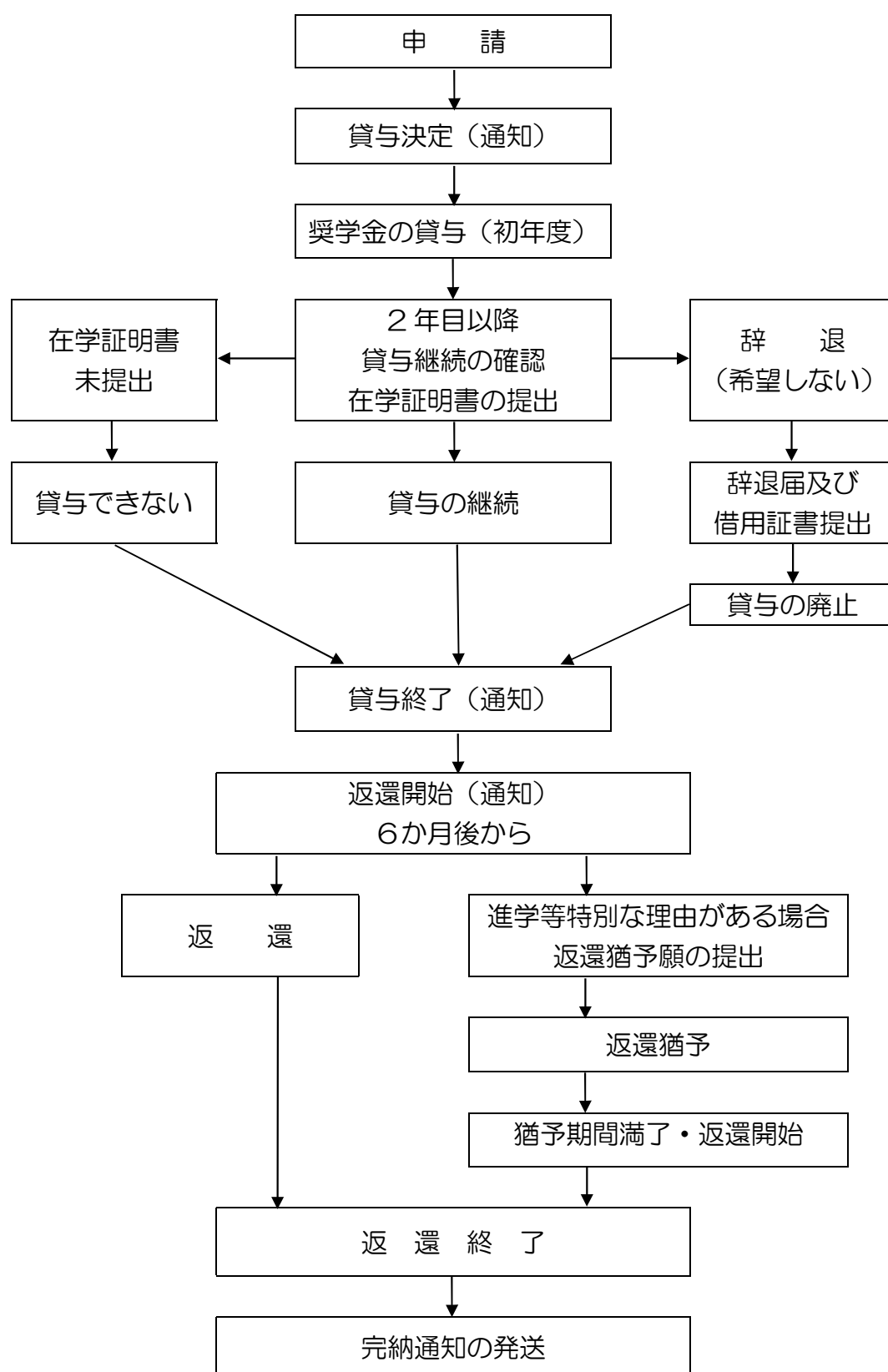
月末日までに育英会事務局窓口にて、現金で支払いをしてください。(領収書を発行します。)平日の8時30分から17時15分までの受付となります。(12時から13時まで除く)

16 提出書類一覧

育英資金の申請から返還完了までの間に、次に掲げる事由が生じたときは、それぞれ該当する書類を速やかに提出してください。様式については、事務局までお問い合わせください。

事由	提出書類	添付書類	備考	参照
申請	育英資金貸付願書 (様式第1号)	合格証明書 他 (P.1 参照)		P.1
貸与	誓約書 (様式第3号)	印鑑登録証明書(保護者・保証人)	貸与開始	P.2
辞退	育英資金辞退届 (様式第4号)	—	貸与停止	—
転学	転校届 (様式第9号)	新学校の在学証明書		—
休学(退学)	休学(退学)届 (様式第10号)	休学(退学)年月日が分かる書類	貸与休止(停止)	P.2
復学	復学届 (様式第11号)	復学年月日が分かる書類	貸与再開	P.2
卒業	卒業届 (様式第12号)	卒業証書の写し又は学校長の証明		P.2
返還	育英資金借用証書 (様式第5号) 育英資金返還計画書 (様式第6号)	ゆうちょ銀行自動払込利用申込書		P.3
猶予	育英資金返還猶予願 (様式第7号)	進学の場合は在学証明書 病気等の場合は医師の診断書	返還猶予	P.2
免除	育英資金返還免除願 (様式第8号)	免除理由を証明する書類	返還免除	—
保証人変更	保証人変更届	新保証人の印鑑登録証明書1通		—

17 申請から返還までの流れ（フローチャート）



(別紙)
所得基準額について

家計支持者の所得基準額(※1)が 189,400 円以内 であること

※1 所得基準額(a) = (課税標準額) × 6% - (市町村民税調整控除額)
- (多子控除) (b) - (ひとり親控除) (c) (100 円未満は切り捨て)

(a)市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、所得基準額が0円となります。

(b)家計支持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000 円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報を適用します。

(例) 家計支持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、(3 - 2) 人 × 40,000 円 = 40,000 円となります。

(c)ひとり親世帯に該当する場合に40,000 円を控除します。